

守山市

2021年9月30日

グリーンローン・フレームワーク

ESG推進室

担当アナリスト：税所さやか

格付投資情報センター（R&I）は守山市が2021年9月28日付にて策定したグリーンローン・フレームワークが「グリーンローン原則2021」及び「環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」の「グリーンローンに期待される事項」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

## ■オピニオン概要

### (1) 調達資金の使途

調達資金は熱回収とリサイクルを併設するゴミ焼却施設「環境施設」の建設資金に充当される。タービン廃熱を利用したエネルギー供給による高効率な発電により施設で利用する電力をまかなうと同時に、電力会社へ売却することでグリッド電力を代替する。このほか焼却ゴミの変更に起因する効果として、外部に委託していたトレイ類のケミカルリサイクルを廃し焼却対象とすることで化石燃料由来の焼却助燃剤が削減できるほか、ケミカルリサイクル施設までの運搬がなくなる。当該プロジェクトによるネガティブインパクトとして大気質の汚染、騒音・振動の発生、土壌汚染、悪臭の発生などが想定されるが、関連法令で定める基準より厳しい基準を設定・遵守することで対処していく。当該プロジェクトはSDGsの「7.すべてのエネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「12.つくる責任つかう責任」および「13.気候変動に具体的な対策を」達成に資する取り組みであると位置付けている。グリーンローン原則のプロジェクトカテゴリーでは「省エネルギーに関する事業」および「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

### (2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

プロジェクトは守山市のまちづくりの総合的な指針である「第5次守山市総合計画」における基本方針および「第二次環境基本方針」に則って守山市の「まち環境」における廃棄物に関する施策として位置づけられている。設備更新の決定、適切な施設的设计、運営業者の選定など各段階において専門家を含む部会等を設置、環境面・経済面・社会面から比較検討され、その結論をもとに決定していた。当該プロジェクトをグリーンローンの調達資金に選定する事については、守山市の財務部門が事業者選定委員会による評価・選定の方針をふまえて実施した。プロジェクトの評価・選定は妥当な内部プロセスを経ている。

### (3) 調達資金の管理

守山市の総務部財政課が調達資金を管理する。決算において残高証明書との突合、会計監査を経て、議会にて最終認定される。本借入金は、調達済みの建設資金のリファイナンスに充当されるため、未充当金は発生しない。証憑となる文書等については、守山市文書管理規程に基づき適切に管理される。調達資金の管理は妥当である。

### (4) レポートニング

守山市は調達時レポートと年度レポートを開示する。年度レポートの開示内容はプロジェクトの概要、プロジェクトに充当した資金の額およびグリーンプロジェクトによる環境改善効果（CO2排出削減量）である。

## 借入人の概要

- 滋賀県南西部、琵琶湖大橋の南側に位置する。1970年に滋賀県下で7番目の市として市制を施行して以来、2020年7月で市制施行50周年を迎えた。日本全体が人口減少、とりわけ地方において少子高齢化と人口減少が大きな課題となる中で守山市の人口は増え続けており、人口8万4千人を擁する市に成長している。
- 古くから琵琶湖と野洲川の恵みに支えられ、水と緑のあふれる自然豊かなまちであり、「地域の環境に誇りを持ち、地球の環境への責任を果たす環境先端都市 もりやま」を市の目指す将来像として掲げている。豊かな自然環境と美しい景観の保全やそれらと調和のとれた良好な生活環境の創出に取り組んでいる。

## 1. 調達資金の使途

### (1) 対象プロジェクト

- 調達資金の全額が以下の適格プロジェクトに充当される。

**適格プロジェクト：環境施設の建設資金**

**事業区分：省エネルギーに関する事業、汚染の防止と管理に関する事業**

#### ■ 環境施設全景



[出所：守山市ウェブサイト]

- 対象プロジェクトは以下の概要に示すゴミ処理施設「環境施設」の建設資金。熱回収施設とリサイクル施設が併設されている。

#### プロジェクトの概要

|        |   |
|--------|---|
| 事業主体   | 守山市   |
| 事業実施場所 | 滋賀県守山市環境学習都市宣言記念公園 1 番地 2   |
| 着工     | 2019 年 5 月  |
| 竣工予定   | 2021 年 10 月竣工予定   |
| 施設規模   | 熱回収施設：71 t/24 h (35.5 t/24 h × 2 炉)<br>リサイクル施設：10.68 t/5h   |
| 事業概要   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物処理施設の焼却炉を新設するとともに、廃棄物焼却時に発生する廃熱を利用した発電設備を導入することで、守山市における廃棄物の適正処理および効率的なごみ処理を推進する。</li> <li>● 小規模施設でありながら、タービン排熱を利用したエネルギー供給による高効率な発電を行い、グリッド電力を代替し、CO2 排出量削減を企図する。</li> <li>● 年間予定発電量は 5,820MWh であり、発電された電力は、本施設で使用する電力に充当するとともに、余剰電力については再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用し、電力会社へ 20 年間にわたり売電する。</li> </ul> |

- 守山市は上記プロジェクトの建設資金の支払いのために 2021 年 5 月に資金を借入れている。当該グリーンローンの調達資金はこの借入金のリファイナンスに全額充当される。ロックバック期間は 4 カ月。
- 調達資金の用途は守山市のグリーンローン・フレームワークに記載されている。

## (2) 環境改善効果

- 廃熱利用による発電により環境施設で利用する電力を大幅に削減すると同時に、売電によりグリッド電力を代替する。このほか、焼却ゴミの変更に起因する効果として、これまで外部へ委託していたトレイ類のケミカルリサイクルを廃し焼却対象とすることで化石燃料由来の焼却助燃剤(灯油等)を削減する。また、ケミカルリサイクル施設までの運搬にかかる CO2 も削減できる。削減される年間想定量について R&I は確認している。




### (3) 環境面・社会面におけるネガティブな影響への配慮

- 想定されるネガティブインパクトは次の通り。守山市は各リスクに対して適切な対策を講じている。

| 想定される環境リスク | 主な環境保全措置および評価  |
|------------|--|
| 大気質の汚染     | ・排煙脱硫装置、排煙脱硝装置の設置<br>最先端の技術を導入し、排ガスについて法規制値よりも厳しい自主規制数値を設け、地域の環境保全に最大限に配慮する。     |
| 騒音・振動の発生   | ・工事の際の騒音対策、工事車両の使用時間平準化<br>・防音対策<br>建設工事にあたっては周囲への騒音に最大限配慮。                      |
| 土壌汚染       | ・土壌汚染対策法に基づいた適正処理<br>・排水の適正処理<br>建設時及び運営にかかる土壌汚染については、環境法令に則り、適切に対応する。           |
| 悪臭の発生      | ・廃棄物の密閉貯留および適正処理<br>・廃液の密閉貯留および適正処理<br>廃棄物の処理工程において適正処理を行なうことで周囲への悪臭の発生を最大限抑制する。 |

#### <SDGs への貢献>

- 守山市は気候変動や生態系への影響など、人類・生物の生存基盤を揺るがしかねない地球規模の環境問題について、市民一人ひとりが考え、行動し、安心して住み続けられる「環境にやさしいまちづくり」に取り組むことを掲げている。脱炭素社会の形成や CO2 排出量削減の重要性・必要性を実感する中で、総合計画や環境基本計画において SDGs の「7.すべてのエネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「12. つくる責任つかう責任」および「13.気候変動に具体的な対策を」達成への貢献に向け、具体的な取り組みを定めている。本借入金による調達資金を充当するプロジェクトは、環境施設の建設プロジェクトであり、SDGs への取り組みにおける、「7.すべてのエネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「12. つくる責任つかう責任」および「13.気候変動に具体的な対策を」達成に資する取り組みであると位置付けている。

| SDGs  | 基本施策項目   |
|---|--|
| 7.エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに<br> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーの促進</li> <li>・再生可能エネルギー導入の促進</li> <li>・移動の低炭素化</li> </ul>                            |
| 12.つくる責任つかう責任<br>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化</li> <li>・マテリアルリサイクルの徹底</li> <li>・環境施設の更新</li> </ul>                                |
| 13.気候変動に<br>具体的な対策を<br>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーの促進</li> <li>・再生可能エネルギー導入の促進</li> <li>・移動の低炭素化</li> <li>・気候変動リスクに対する備えと適応</li> </ul> |

[出所：守山市のグリーンローン・フレームワーク]

調達資金は熱回収とリサイクルを併設するゴミ焼却施設「環境施設」の建設資金に充当される。タービン廃熱を利用したエネルギー供給による高効率な発電により施設で利用する電力をまかなうと同時に、電力会社へ売却することでグリッド電力を代替する。このほか焼却ゴミの変更に起因する効果として、外部に委託していたトレイ類のケミカルリサイクルを廃し焼却対象とすることで化石燃料由来の焼却助燃剤が削減できるほか、ケミカルリサイクル施設までの運搬がなくなる。これらを総合して温室効果ガス削減を見込む。当該プロジェクトによるネガティブインパクトとして大気質の汚染、騒音・振動の発生、土壌汚染、悪臭の発生などが想定されるが、関連法令で定める基準より厳しい基準を設定・遵守することで対処していく。当該プロジェクトはSDGsの「7.すべてのエネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「12.つくる責任つかう責任」および「13.気候変動に具体的な対策を」達成に資する取り組みであると位置付けている。グリーンローン原則のプロジェクトカテゴリーでは「省エネルギーに関する事業」および「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

### (1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 守山市はまちづくりの総合的な指針として「第5次守山市総合計画」を策定した。この中で市の基本方針を示し、この「4.水辺と緑が輝くうるおいのふるさとづくり」中で環境に配慮した循環型社会の構築を挙げている。

#### 基本方針

将来の都市像「『わ』で輝かせよう ふるさと守山」を踏まえて、分野別の基本方針を掲げます。  
50年先のめざすまちの姿は、『豊かな田園都市 守山』です。

#### 1 心が輝く学びのふるさとづくり

まちづくりは人づくりであり、人づくりの根幹は様々な学びの場であるといえます。子どもたちが「生きる力」を備えながらたくましく成長し、また、すべての市民が生涯にわたって伝統に学び、人権をおもひするまちづくりを進めます。

様々な学びの機会により心が美しく輝くような、学びのふるさとづくりを進めます。

#### 2 絆で輝く安心のふるさとづくり

すべての市民が生涯を通して健やかに過ごせるために、福祉・保健・医療が連携したまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、ふるさと守山で支え合いながら誰もが心身の安らぎと幸せを感じることができる、絆で輝く安心のふるさとづくりを進めます。

#### 3 まちが輝く個性と安全のふるさとづくり

ホテルが生息する守山市の特性を活かし、その恵まれた環境でつくられる安心の産物づくりを内外にPRするとともに、活力のある産業の振興を進めます。

また、湖南地域の中核都市として都市機能を高めるとともに、安全で快適な生活環境づくりを進めます。まちが輝く個性と安全のふるさとづくりを進めます。

#### 4 水辺とみどりが輝くうるおいのふるさとづくり

人と自然の関わりを見直し共生社会を実現していくため、水辺や緑地の持つ役割を最大限に活かしたまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した循環型社会の構築を進めます。

守山市の美しい水とみどりがいつまでもきらきらと輝き続けるうるおいのふるさとづくりを進めます。

[出所：守山市ウェブサイト]

- 「第5次守山市総合計画」は、守山市が直面する産業・福祉・環境等のあらゆる課題に対する取り組みを包括的に示しており、その多くの取り組みがSDGsの理念と合致するものであることから、総合計画とSDGsをより一体的に推進していくとしている。
- 環境分野における取り組みの基本となる計画として平成28年に「第二次環境基本計画」を策定した。地球温暖化や国のエネルギー政策の見直し、生物多様性を脅かす外来生物の増加等の環境に関する諸課題とともに、守山市が目指す「守山らしい環境先端都市」の姿を具体的に示し、市民・事業者・行政が共有し、積極的に環境保全の取り組みを推進するための計画として位置付け、自然環境、まち環境、地球環境の3方面から計画が立てられている。「まち環境」の廃棄物に関する施策の中で「ゴミの減量化」、「マテリアルリサイクルの徹底」、「環境施設の更新」が示されている。
- 適格プロジェクトに期待される環境面の便益とその目的については、グリーンローン・フレームワークで言及されている。

## (2)プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 本プロジェクトに採用されている技術・設備を選定するには、環境面・経済面・社会面から選定基準と市の方針が公表されている。プロジェクトの一時評価・選定にあたっては以下のような非価格要素（環境面・社会面）と価格要素（経済面）の選定基準が設けられた。
  1. 非価格要素
    - ① 安全・安心で安定した稼働ができる施設
    - ② 環境に最大限配慮した施設
    - ③ エネルギーと資源の有効活用を積極的に推進する施設
    - ④ 市民に愛され、地域の活性化に資する施設
  2. 価格要素
    - ① 施設整備費
    - ② 運営費等

## (3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- プロジェクトを進めるに当たって守山市は設備更新の決定、適切な施設の設計、運営業者の選定など各段階において専門家を含む部会等を設置し、そこで環境面、経済面、社会面から比較検討された結論をもとに決定してきた。平成29年の環境施設整備基本計画書の策定に当たってはその過程で①生活環境影響調査、②地質調査、③測量調査、④廃棄物処理法第15条の指定区域内での土壌調査・地下水調査・廃棄物分析、⑤事業計画地の敷地内調査及び工法等の検討も実施されており、本プロジェクトはその結果を踏まえたものとなっている。
- 本施設はDBO方式で運営されるため、その選定に当たって守山市は平成29年に環境の専門家を含む事業者選定委員会を設置し上記を選定基準とした入札を実施した。
- 当該プロジェクトをグリーンローンの調達資金に選定する事については、守山市の財務部門が上記事業者選定委員会による評価・選定の方針をふまえて実施した。

プロジェクトは守山市のまちづくりの総合的な指針である「第5次守山市総合計画」における基本方針および「第二次環境基本方針」に則って守山市の「まち環境」における廃棄物に関する施策として位置づけられている。設備更新の決定、適切な施設の設計、運営業者の選定など各段階において専門家を含む部会等を設置、環境面・経済面・社会面から比較検討され、その結論をもとに決定していた。当該プロジェクトをグリーンローンの調達資金に選定する事については、守山市の財務部門が事業者選定委員会による評価・選定の方針をふまえて実施した。プロジェクトの評価・選定は妥当な内部プロセスを経ている。

### 3. 調達資金の管理

- 調達資金は守山市の預金にて管理され、総務部財政課の複数職員によって追跡管理される。財政課職員は、本借入金に係る収支については専用の電子ファイルで管理する。またこれらの資料は決算において残高証明書との突合、会計監査を経て、議会にて最終認定される。なお、調達資金の管理に関する文書等は、守山市文書管理規程に規定される帳簿保存期間に則り、事業が終了した日から 30 年間保存される。守山市はグリーンローン・フレームワークの中で調達資金の管理方法について言及している。
- 調達資金は環境施設の建設資金として守山市が 2021 年 5 月に調達した借入金に対するリファイナンスに、調達するとともに速やかに全額充当されるため、未充当金は発生しない。
- 工事費は 7,236 百万円。調達金額は 2,798 百万円で、グリーンローンの調達額は事業総額を超えない。

守山市の総務部財政課が調達資金を管理する。決算において残高証明書との突合、会計監査を経て、議会にて最終認定される。本借入金は、調達済みの建設資金のリファイナンスに充当されるため、未充当金は発生しない。証憑となる文書等については、守山市文書管理規程に基づき適切に管理される。調達資金の管理は妥当である。

### 4. レポーティング

#### (1) 開示の概要

- 守山市は貸付人である滋賀銀行に対し以下の通り報告する。

|                | 開示事項  | 開示タイミング   | 開示方法  |
|----------------|---|---|---|
| 状況<br>資金<br>充当 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト概要</li> <li>・プロジェクトに充当した資金の額</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達時レポート<br/>(調達直後)</li> <li>・年度レポート<br/>(年に 1 回)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達時レポート</li> <li>・年度レポート</li> </ul> |
| 効果<br>環境<br>改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出削減量</li> </ul>                          |   |   |

- 調達時レポートおよび年度レポートは、総務部財政課が主管として作成し、調達資金に関する情報収集・記載事項の確認、環境改善効果に関する情報収集・記載事項の確認を実施する。環境改善効果の算定等に当たっては、独立した第三者機関より助言を受ける予定。
- 環境施設に大きな状況の変化が生じた場合は、適宜開示する。

## (2)環境改善効果に係る指標、算定方法等

- 新規環境施設と旧環境施設の年間CO<sub>2</sub>発生量の差分から本プロジェクト導入によるCO<sub>2</sub>削減量を算出し、本調達資金見合いのCO<sub>2</sub>削減量を算出する。今後の計算においては新環境施設で実績値を利用し、旧環境施設には新規施設で処理したごみの実績量を用いて算定する。

|     |  |
|-----|--|
| 算定式 | CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)<br>=(1)旧環境施設 CO <sub>2</sub> 排出量-(2)新環境施設 CO <sub>2</sub> 排出量 |
|-----|--|

守山市は調達時レポートと年度レポートを開示する。年度レポートの開示内容はプロジェクトの概要、プロジェクトに充当した資金の額およびグリーンプロジェクトによる環境改善効果(CO<sub>2</sub>排出削減量)である。

以 上



**【留意事項】**

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。